

「要望書の指摘事項への回答について」へのコメント

今回の県の回答も、残念ながら、私たちの要望書の具体的な質問には正面から答えず、「補助金の不支給については、最高裁まで争われた国の就学支援金裁判において、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係性が教育基本法で禁じる「不当な支配」に当たらないとの十分な確証が得られないという国の主張が認められたことを一義的な理由としています」という基本的には従来 of 回答を繰り返すものでした。回答書を受け取る際にも、県の担当者に対して、埼玉朝鮮学校が当事者ではない無関係の裁判の結果がなぜ不支給の理由になるのか、県として具体的に朝鮮総聯と埼玉朝鮮学校とのどのような関係性を問題にしているのかなどと質問しましたが、具体的な回答はいただけませんでした。これでは、埼玉朝鮮学校としても、今後、どのように対応すれば補助金再開の道が開けるのかまったく分かりません。県の対応は行政としての説明責任の放棄であり、極めて不誠実であったと考えています。

問題点の指摘に対して一切正面から答えないという県の態度から、今回、改めて明らかになったことがあるとすれば、それは、結局は、県は十分な理由もなく埼玉朝鮮学園に対して補助金を支給しないという決定をしているのではないかということです。ただ朝鮮民主主義人民共和国と関係のある団体だからということだけで補助金の支給が止められている疑いが強く、それは端的に民族的表徴を理由にした差別と言うべきものです。

有志の会は、今後も県に対して粘り強く交渉し、また広く県民に問題点を訴えていく活動を続けていきます。引き続き、ご支援をいただけますと幸いです。

2026年2月23日

外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク・埼玉
誰もが共に生きる埼玉県を目指し、埼玉朝鮮学校への補助金支給を求める有志の会
朝鮮学校とともに歩み、私たち・ウリの問題として補助金停止を考えるプロジェクト
埼玉から差別をなくす会
「人生100年時代」を生きるぱっとしない中年のいまと未来を考える まんなかタイムス
埼玉障害者市民ネットワーク

※県の回答の具体的な問題点はこれまでの要望書等で繰り返し指摘してきました。詳しくはそれらをお読みいただければと思います。

【参考】

●要望書（2025年11月27日付） ……3～5 ページ

●要望書の指摘事項への回答について（2026年2月17日付） ……6～9 ページ

2025年11月27日

埼玉県 大野元裕 知事 殿

要望書

外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク・埼玉
誰もが共に生きる埼玉県を目指し、埼玉朝鮮学校への補助金支給を求める有志の会
朝鮮学校とともに歩み、私たち・ウリの問題として補助金停止を考えるプロジェクト
埼玉から差別をなくす会
埼玉障害者市民ネットワーク
「人生100年時代」を生きるばつとしない中年のいまと未来を考える まんなかタイムス

2024年11月13日に「埼玉朝鮮学園」及び「外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク・埼玉」、「誰もが共に生きる埼玉県を目指し、埼玉朝鮮学校への補助金支給を求める有志の会」、「朝鮮学校とともに歩み、私たち・ウリの問題として補助金停止を考えるプロジェクト」の4団体の連名で送付した「公開質問状」について、2024年12月25日付けで大野元裕知事名の「公開質問状への回答について」（以下、「回答」）を受け取りました。

しかしながら、この「回答」は極めて不十分であり、これまで同学園が埼玉県総務部学事課宛に送付した「確認事項（2023年11月15日付）」と「確認事項に対する回答（2023年12月6日）」及び、「確認事項・その2（2024年4月16日）」と「確認事項・その2に対する回答について（2024年5月24日）」のやり取りと同様に、**私立学校運営補助金（以下、補助金）の支給が再開されない理由が依然として明確ではありません。**

埼玉県は、この間の同学園とのやり取りにおいて、補助金不支給を継続している理由として、「最高裁まで争われた国の就学支援金裁判において、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係性が教育基本法で禁じる「不当な支配」に当たらないとの十分な確証が得られないという国の主張が認められた」ということを挙げています。これに対して、「公開質問状」で、次に列挙する理由から、**この裁判の結果を以て県の認可基準を満たして運営されている同学園への補助金の支給ができないとする県の判断の根拠を示したことはないことを提示し、補助金不支給の根拠について明確にするように、再度、お尋ねしました。**

- ・ 埼玉朝鮮学園はこの裁判の当事者ではないこと
- ・ 国の就学支援金と埼玉県の補助金はまったく別の制度であること
- ・ 裁判の結果と埼玉朝鮮学園への補助金の不支給の判断の妥当性はまったく無関係であること

ところが県は、「回答」において、「最高裁まで争われた国の就学支援金裁判において、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係性が教育基本法で禁じる「不当な支配」に当たらないとの十分な確証が得られないという国の主張が認められたことを一義的な理由としております」と、**従来と同様の内容**を繰り返しています。

こうした「回答」の内容は極めて不誠実であるとともに、問題があると言わねばなりません。「公開質問状」で提示した上記3点の理由からも明らかですが、さらに、以下の5点について改めて指摘したいと思います。

第一に、「回答」ではあたかも最高裁がそのような判断を示したかのような印象を与える書き方がされていますが、一連の裁判において、**最高裁は、いずれも上告を認めるべき場合に当たらないと判断して上告を退けるのみで、実質的な法的判断は何も示していません**。「回答」で触れている判決の内容はおそらく高裁段階までのものです。

第二に、国の就学支援金裁判における裁判所の判断の妥当性はともかく、判決の内容の紹介が恣意的です。判決においては、文科大臣が、就学支援金の支給決定に係って法令に則った学校運営が確保されるのかという点について、「不当な支配」に当たる疑いがあるということを考慮要素にして「十分な確証が得られない」と判断したことも、その判断には一定の裁量が認められることを前提にすれば不合理ではないとされているに過ぎません。あくまで裁判所は、就学支援金制度の仕組みにおいては、その当時の文科大臣に認められた裁量的な判断には深入りできず、原則的にそれを尊重しなければならないと述べたに止まります。一連の裁判において、裁判所は、「朝鮮総聯は朝鮮学校を不当に支配している」と認定してはいませんし、その疑いがあるとも言っているわけではありません。したがって、この裁判所の判断内容について、**裁判所が朝鮮総聯と朝鮮学校との関係性について違法性が疑われるという判断をしているかのような印象を与える表現で紹介するのは不適切です**。ましてやこの裁判所の判断内容が、埼玉県による補助金不支給の根拠とされる理由はまったく理解できません。

第三に、もし、**埼玉県が自らの判断で、朝鮮総聯が朝鮮学校に対して「不当な支配」を及ぼしていると言うのであれば、その実質的な根拠を示すべきです**。また、国の就学支援金裁判の判決が確定した後も、各地の朝鮮学校（朝鮮学園）に対して私立学校運営補助金等を支給している地方自治体は多数存在していることからわかるように、朝鮮学校への補助金支給は適法であり、このこと自体は過去の交渉の場において学事課が認めていることでもあります。言うまでもなく、県の補助金支給は県の判断の問題です。**埼玉朝鮮学園は、補助金支給を再開できないとする埼玉県自身の判断根拠を明確に示されない限り、対応のしようもなく、ただ不利益を被り続けることとなります**。

第四に、そもそも教育基本法において禁止される「不当な支配」（16条1項）の禁止の意味を

よく問い直す必要があります。「**不当な支配**」とは、**学校の自主的な運営に対して行政や政党などの外部勢力が不当に干渉することを意味するものです**。したがって、ここで問題になる違法行為とは、学校の意向に反して干渉しようとする外部勢力の行為です。そうすると、この場面で、学校は違法行為にさらされている被害者です。それにもかかわらず、仮に、埼玉県が、「不当な支配」を受けていることを理由に埼玉朝鮮学園を不利益に取り扱うのであれば、それは被害者に責を負わせる行為であり、理解に苦しみます。また、朝鮮総聯と朝鮮学校のことを問題視することも理解できるものではありません。宗教系の学校がその母体となる宗教団体と密接な関係があるように、民族学校である朝鮮学校が民族団体である朝鮮総聯と密接な関係があることは当然のことです。これを朝鮮学校の方が特段に訴えてもいないのに、行政の側が問題視するのは、それこそ学校の自主的な運営を損なうものです。**こうした行政の干渉こそ教育基本法が禁止する「不当な支配」です**。

第五に、埼玉県が、理由を明確に示すことができないということは、本当は表に出すことができない理由で、埼玉朝鮮学園だけに補助金を不支給としていることを疑わせるものです。実は、県が補助金支給を再開できない理由として、現在に至るまで撤回していないものに、「拉致問題等が解決されるまでは予算の執行を留保すべき」との県議会の附帯決議があります。しかし、このような**子どもの教育に関係のない政治的な事由を持ち込むことは不当であり、2015年11月25日付に埼玉弁護士会から出された「決定書（警告）」で「私立学校運営補助金の支給を凍結していること自体が、積極的な差別を助長しかねない極めて重大な人権侵害と言わざるを得ない（第1主文）」とされている行為です**。もし、県議会の附帯決議に示されたような外交上の理由が補助金不支給の本当の理由であるならば、それは、朝鮮民主主義人民共和国と関係のある学校だからという理由のみで朝鮮学校を不利益に取り扱うものであり、**民族的表徴を理由にした差別として憲法14条の法の下に平等に違反することは明白です**。

以上のことから、私たちは、埼玉県の埼玉朝鮮学園への補助金問題の対応は、埼玉弁護士会が指摘した極めて重大な人権侵害のみならず、県自ら2024年に制定・施行した「埼玉県こども・若者基本条例」にも抵触するものだと考え、以下の通り要望します。

- 1 今回の「要望書」において指摘した5点について埼玉県の見解をお示しいただくこと。
- 2 埼玉県は速やかに埼玉朝鮮学園への私立学校運営補助金の支給を再開すること。

令和8年2月17日

外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク・埼玉 様
誰もが共に生きる埼玉県を目指し、埼玉朝鮮学校への補助金支給を求める有志の会 様
朝鮮学校とともに歩み、私たち・ウリの問題として補助金停止を考えるプロジェクト 様
埼玉から差別をなくす会 様
埼玉障害者市民ネットワーク 様
「人生 100 年時代」を生きるぱっとしない中年のいまと未来を考える まんなかタイムス 様

埼玉県知事 大野元裕

要望書の指摘事項への回答について

2025年11月27日付けで貴団体からいただいた要望書の指摘事項について、別紙のとおり回答します。

第一に、「回答」ではあたかも最高裁がそのような判断を示したかのような印象を与える書き方がされていますが、一連の裁判において、**最高裁は、いずれも上告を認めるべき場合に当たらないと判断して上告を退けるのみで、実質的な法的判断は何も示していません。**「回答」で触れられている判決の内容はおそらく高裁段階までのものです。

【回答】

- 国の就学支援金に係る訴訟については、御指摘のとおり、最高裁により上告が退けられ高裁の判決が確定しております。

- そのため、「最高裁まで争われた国の就学支援金裁判において」と回答しております。

第二に、国の就学支援金裁判における裁判所の判断の妥当性はともかく、判決の内容の紹介が恣意的です。判決においては、文科大臣が、就学支援金の支給決定に係って法令に則った学校運営が確保されるのかという点について、「不当な支配」に当たる疑いがあるということを考慮要素にして「十分な確証が得られない」と判断したことも、その判断には一定の裁量が認められることを前提にすれば不合理ではないとされているに過ぎません。あくまで裁判所は、就学支援金制度の仕組みにおいては、その当時の文科大臣に認められた裁量的な判断には深入りできず、原則的にそれを尊重しなければならないと述べたに止まります。一連の裁判において、裁判所は、「朝鮮総聯は朝鮮学校を不当に支配している」と認定してはいませんし、その疑いがあるとも言っているわけではありません。したがって、この裁判所の判断内容について、**裁判所が朝鮮総聯と朝鮮学校との関係性について違法性が疑われるという判断をしているかのような印象を与える表現で紹介をするのは不適切です。**ましてやこの裁判所の判断内容が、埼玉県による補助金不支給の根拠とされる理由はまったく理解できません。

第三に、もし、**埼玉県が自らの判断で、朝鮮総聯が朝鮮学校に対して「不当な支配」を及ぼしていると言うのであれば、その実質的な根拠を示すべきです。**また、国の就学支援金裁判の判決が確定した後も、各地の朝鮮学校(朝鮮学園)に対して私立学校運営補助金等を支給している地方自治体は多数存在していることからわかるように、朝鮮学校への補助金支給は適法であり、このこと自体は過去の交渉の場において学事課が認めていることでもあります。言うまでもなく、県の補助金支給は県の判断の問題です。**埼玉朝鮮学園は、補助金支給を再開できないとする埼玉県自身の判断根拠を明確に示されない限り、対応のしようもなく、ただ不利益を被り続けることとなります。**

第四に、そもそも教育基本法において禁止される「不当な支配」(16条1項)の禁止の意味をよく問い直す必要があります。「不当な支配」とは、学校の自主的な運営に対して行政

や政党などの外部勢力が不当に干渉することを意味するものです。したがって、ここで問題になる違法行為とは、学校の意向に反して干渉しようとする外部勢力の行為です。そうすると、この場面で、学校は違法行為にさらされている被害者です。それにもかかわらず、仮に、埼玉県が、「不当な支配」を受けていることを理由に埼玉朝鮮学園を不利益に取り扱うのであれば、それは被害者に責を負わせる行為であり、理解に苦しみます。また、朝鮮総聯と朝鮮学校の関係を問題視することも理解できるものではありません。宗教系の学校がその母体となる宗教団体と密接な関係があるように、民族学校である朝鮮学校が民族団体である朝鮮総聯と密接な関係があることは当然のことです。これを朝鮮学校の方が特段に訴えてもいないのに、行政の側が問題視するのは、それこそ学校の自主的な運営を損なうものです。こうした行政の干渉こそ教育基本法が禁止する「不当な支配」です。

【第二、第三、第四の回答】

- 補助金の不支給については、最高裁まで争われた国の就学支援金裁判において、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係性が教育基本法で禁じる「不当な支配」に当たらないとの十分な確証が得られないという国の主張が認められたことを一義的な理由としています。
- こうした状況が変わっていないことから、引き続き予算計上を見送っています。

第五に、埼玉県が、理由を明確に示すことができないということは、本当は表に出すことができない理由で、埼玉朝鮮学園だけに補助金を不支給としていることを疑わせるものです。実は、県が補助金支給を再開できない理由として、現在に至るまで撤回していないものに、「拉致問題等が解決されるまでは予算の執行を留保すべき」との県議会の附帯決議があります。しかし、このような子どもの教育に関係のない政治的な事由を持ち込むことは不当であり、2015年11月25日付に埼玉弁護士会から出された「決定書(警告)」で「私立学校運営補助金の支給を凍結していること自体が、積極的な差別を助長しかねない極めて重大な人権侵害と言わざるを得ない(第1主文)」とされている行為です。もし、県議会の附帯決議に示されたような外交上の理由が補助金不支給の本当の理由であるならば、それは、朝鮮民主主義人民共和国と関係のある学校だからという理由のみで朝鮮学校を不利益に取り扱うものであり、民族的表徴を理由にした差別として憲法14条の法の下に平等に違反することは明白です。

【回答】

- 2015年11月25日付け「決定書(警告)」については、埼玉弁護士会が法律の専門家の観点から当時の状況を踏まえて出した決定書(警告)として、重く受け止めているところです。

- また、予算執行に当たっては、県議会の理解が必要となります。

- しかしながら、あくまでも補助金の不支給については、最高裁まで争われた国の就学支援金裁判において、朝鮮総聯と朝鮮学校との関係性が教育基本法で禁じる「不当な支配」に当たらないとの十分な確証が得られないという国の主張が認められたことを一義的な理由としております。